

公益社団法人山口県看護協会と地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センターとの連携に関する協定書

公益社団法人山口県看護協会（以下「甲」という。）と地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲及び乙が看護人材の確保及びその育成について連携し、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

（内容）

第2条 甲及び乙は、相互に連携協力して、次に掲げる事項を行う。

- （1）人材確保・育成に関する事項
- （2）地域医療の振興に関する事項
- （3）その他前条の目的達成のため必要な事項

（寄附）

第3条 前条に定める事項を行うため、乙から甲へ必要な経費を寄附する。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、特段の事情がない限り、1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の6箇月前までに協議するものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項や条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、解決するものとする。

本協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名の上、各自1通を保有する。

令和5年11月14日

甲 住 所 山口県防府市大字上右田 2686 番地

氏 名 公益社団法人山口県看護協会

会 長 西生敏代

乙 住 所 山口県防府市大字大崎 10077 番地

氏 名 地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センター

院 長 武藤正彦